

II 緑の現況と課題

1. 緑の現況

(1) 緑地の現況

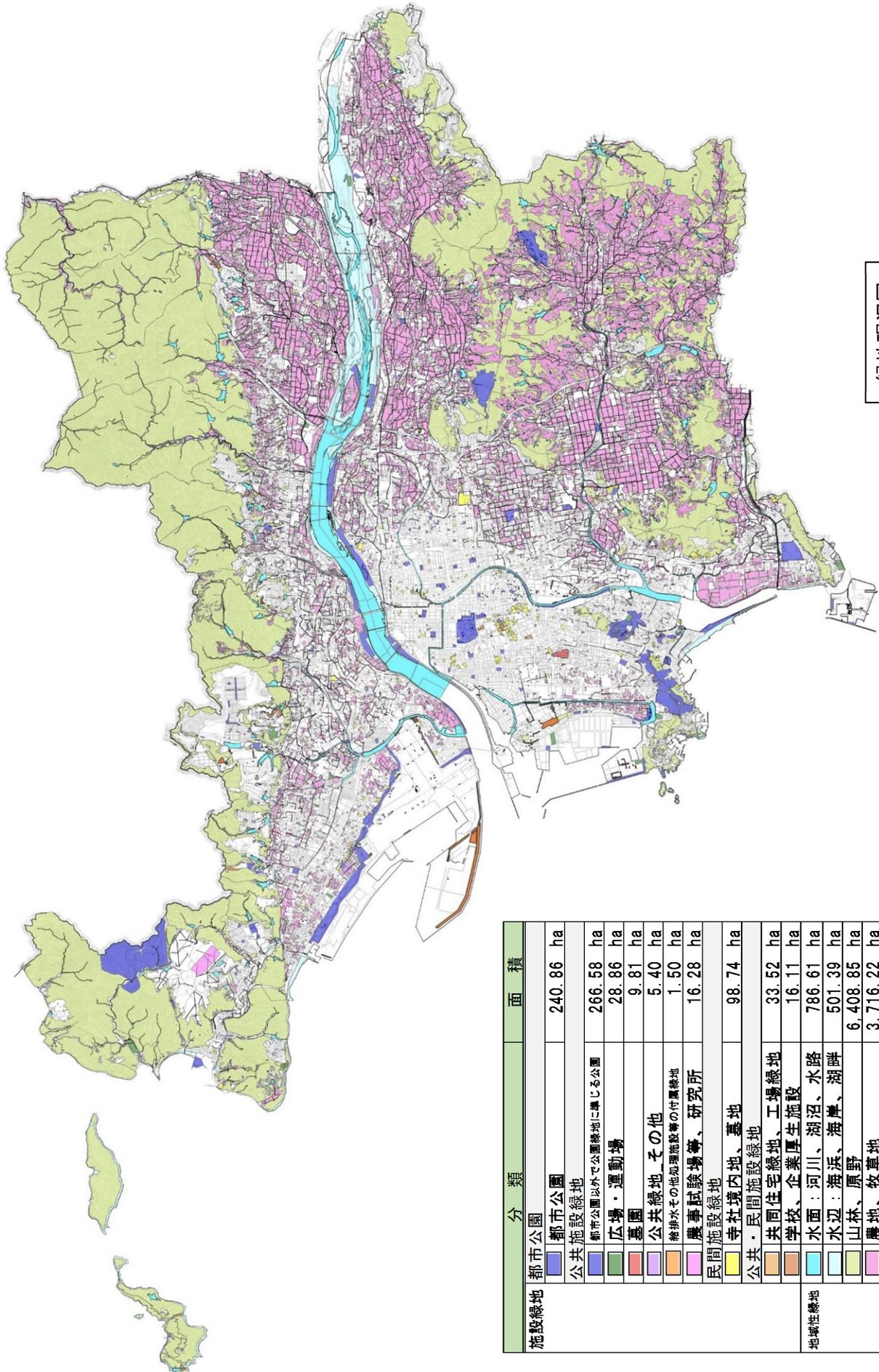
本計画における緑地とは、樹林地、草地、農耕地、水辺地、公園緑地など植物の緑でおおわれた土地や緑でおおわれていなくても自然的環境にある土地のことを示します。

本市における緑地の状況について、次ページに示します。なお、ここで緑地とした区域以外の宅地等についても、緑化等で協力を求めていく対象となります。

緑地の分類

施設 緑地	都市公園	都市公園法で規定するもの		
	都市公園以外	公共施設緑地	都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設 都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設（国公立）、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグラウンド、こどもの国、等	
		民間施設緑地	公共公益施設における植栽地等 学校の植栽地、下水道処理場等の附属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地、等	
地域性 緑地	法による地域	都市緑地法	緑地保全地域 特別緑地保全地区	
		都市計画法	風致地区	
		生産緑地法	生産緑地地区	
		首都圏近郊緑地保全法等	近郊緑地特別保全地区 近郊緑地保全区域	
		古都保存法	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区	
		景観法	景観地区で緑地に係る事項を定めているもの 景観重要樹木	
		自然公園法	自然公園	
		自然環境保全法	自然環境保全地域	
		農業振興地域整備法	農業振興地域・農用地区域	
		河川法	河川区域	
		森林法	保安林区域 地域森林計画対象民有林	
		樹木保存法	保存樹・保存樹林	
		文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの	
		協定	都市緑地保全法	緑地協定
			景観法	景観協定で緑地に係る事項を定めているもの
		条例等によるもの	条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林等の保存契約、協定による工場植栽地、等	

参考資料：緑の基本計画ハンドブック改訂版（発行（社）日本公園緑地協会）



緑地現況図

分類		面積
施設緑地		
都市公園		240.86 ha
公共施設緑地		266.58 ha
広場・運動場		28.86 ha
墓園		9.81 ha
公共緑地_その他		5.40 ha
農事試験場等、研究所		1.50 ha
民間施設緑地		16.28 ha
寺社境内地、墓地		98.74 ha
公共・民間施設緑地		
共同住宅緑地、工場緑地		33.52 ha
学校、企業厚生施設		16.11 ha
水面：河川、湖沼、水路		786.61 ha
水辺：海浜、海岸、湖畔		501.39 ha
山林、原野		6,408.85 ha
農地、牧草地		3,716.22 ha
計		12,130.73 ha
地域性緑地		

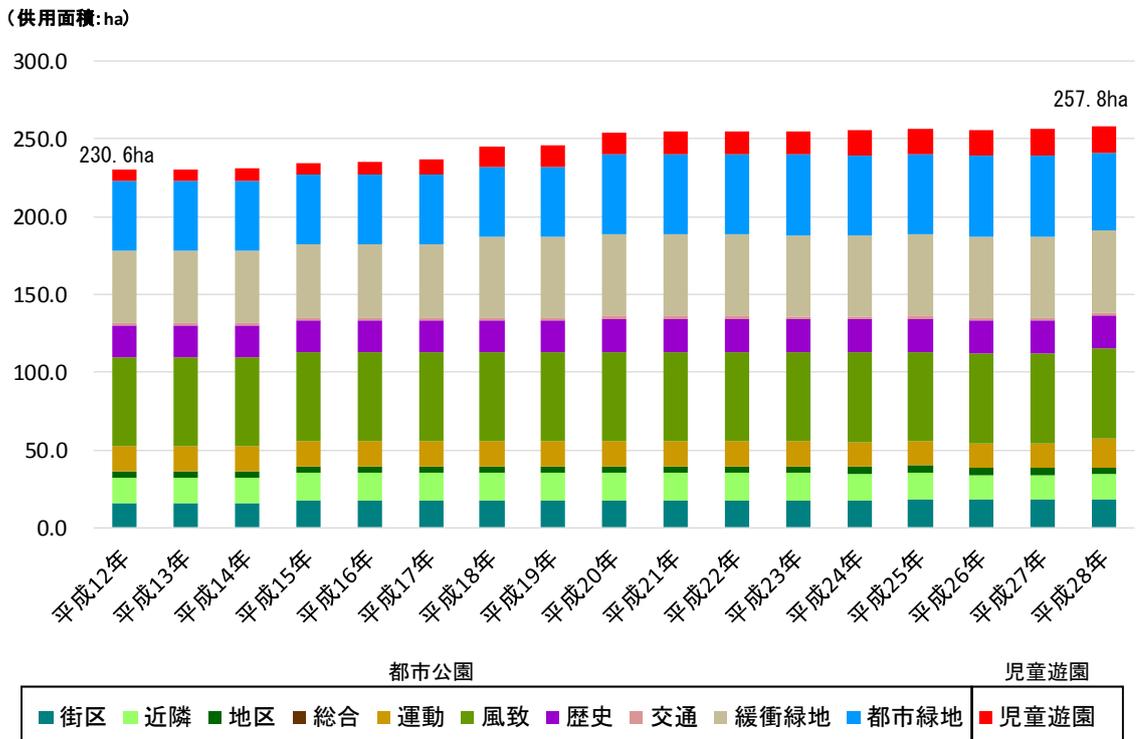
(2) 施設緑地

施設緑地には、都市公園に加えて、公共施設緑地、民間施設緑地があります。公共施設緑地、民間施設緑地とは、公共施設、民間施設のうち、原則的に公開されている公園・緑地のことです。

① 都市公園・児童遊園の整備状況の推移

都市公園・児童遊園の供用面積は、230.6ha（平成12年）から257.8ha（平成28年）と増加しており、16年間で27.2ha（12%）の増加となっています。

都市公園・児童遊園の整備状況の推移



都市公園：都市公園法に基づいて、地方公共団体または国が設置する公園または緑地。

② 都市公園

公園は、市街地におけるオープンスペースとして、休憩、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションの場として利用されます。郊外部では、自然環境や優れた景観を生かした休憩、レクリエーションの場として利用します。また防災機能として、大震災時の避難地、避難路、延焼防止等に活用します。

都市公園の開設状況 (平成28年3月現在)

公園種別	供用開始	
	箇所	面積
街区公園	69	18.40 ha
近隣公園	12	15.90 ha
地区公園	1	4.68 ha
総合公園	0	0.00 ha
運動公園	2	18.78 ha
風致公園	3	57.35 ha
歴史公園	2	21.37 ha
交通公園	1	1.82 ha
緩衝緑地	5	52.43 ha
都市緑地	11	50.13 ha
合計	106	240.86 ha



■都市公園の種類

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として配置する公園。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地。公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。

※国土交通省 HP を一部修正

③ 公共施設緑地

公共施設緑地には、都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ公園や広場等、学校や道路等の公共公益施設の植栽地があります。

このうち、公園緑地に準ずる機能をもつ公共施設緑地として児童遊園があり、平成 28 年 3 月現在、児童遊園は 430 箇所、16.90ha が供用されています。その他、森林公園、紀伊風土記の丘、四季の郷公園などがあります。

その他公園の開設状況 (平成 28 年 3 月現在)

公園名	箇所	面積
紀伊風土記の丘	1	65.00 ha
森林公園	1	159.18 ha
四季の郷公園	1	25.50 ha
児童遊園等	430	16.90 ha
合計	433	266.58 ha



森林公園



四季の郷公園

■ 屋外避難場所の指定

大規模災害等が発生した際、公園や緑地は、広域の避難地、一次的な避難地、避難の経路、火災延焼の遮断帯、広域や地域の防災拠点など、様々な防災面の機能を発揮します。災害時に公園が発揮する機能として、下記のような機能があります。

公園が発揮する主な防災機能

一時的、広域的な避難地	・市街地の延焼火災や倒壊等に対して、一時的避難や広域避難の場所、避難の経路となる。
広場や樹木による被害の防止・軽減	・市街地火災の延焼防止や遅延、避難した人を火災の輻射熱から守り避難地の安全性を向上させる。
災害時の情報収集や伝達	・災害発生前や災害時の状況、安否確認、救助・救援活動や物資の状況など、各種情報の伝達・収集する場となる。 ・救援活動等の指揮・調整の情報収集・伝達での役割を果たす。
救助、医療等の活動支援	・消防機関や地域住民による救助活動、防火・消火活動、医療・救護活動等を支援する場となる。
避難時の生活支援	・避難生活に必要な水、トイレ、照明・エネルギー、食料、生活用品、一時的な避難生活や応急生活支援スペース等を提供する。
清掃やし尿処理活動などの支援	・水や消毒等の衛生管理、清掃活動、ゴミ処理やし尿処理活動を支援する場となる。
災害復旧活動の支援	・仮設住宅や生活スペース、復旧活動拠点スペース、瓦礫等の一次置き場等の場を提供する。
各種輸送の支援	・救助や救援等に必要な物資・資機材、人員の輸送の拠点や中継地、緊急ヘリポート等のスペースを提供する。

本市の施設緑地のうち、災害時に安全を確保するための公共的空地として、77箇所公園が屋外避難場所に指定されています。屋外避難場所に指定されている公園の位置を、次ページに示します。

③ 民間施設緑地

市民が利用できる公園緑地に準ずる民間施設として、市民農園があります。市民農園は、平成28年9月末現在で10ヶ所あり、1区画は6.6㎡～15㎡、合計区画数は439区画、面積は0.592haとなっています。

屋外避難場所位置図

